（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令（令和七年法務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の出入国管理及び難民認定法施行規則第六十一条の二第一項中「二十三」を「二十四」に改め、同条を第六十三条とし、第六十一条の三を第六十四条とし、同表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則第六十一条の二第一項中「二十四」を「二十五」に改め、同条を第六十三条とし、第六十一条の三を第六十四条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に次に掲げる許可又は交付の申請がされた場合における出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十七条第一項及び第六十七条の二の規定による手数料（当該許可又は交付に係るものに限る。）の納付の方法は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第六十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　入管法第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可

二　入管法第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可

三　入管法第二十六条第一項の規定による再入国の許可

四　入管法第十九条の二第一項の規定による就労資格証明書の交付

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省・環境省令第七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第四条第二号、第八条、第二十一条、第二十五条第一項及び第二十九条の二の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（飼養等の禁止の適用除外） **第二条**　法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一～三　（略） （削る） 四～二十　（略） （削る）	（飼養等の禁止の適用除外） **第二条**　法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一～三　（略） 四　特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。 五～二十一　（略） 二十二　特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であって、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。